

池田町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

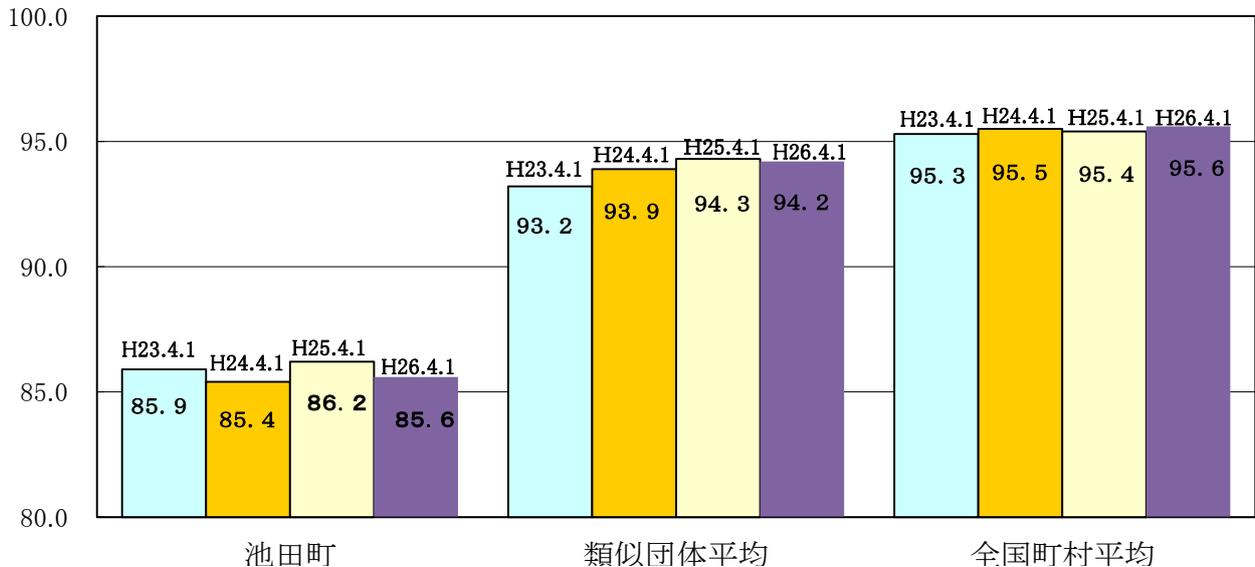
区分	住民基本台帳人口 (25年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	3,086	3,158,563	394,700	408,181	12.9	13.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	53	160,263	25,997	57,017	243,277	4,590	5,354

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.87%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
池田町	40.5	267,800	322,300	287,194
福井県	42.8	335,152	409,136	362,257
国	43.5	335,000	—	408,472
類似団体	41.9	304,640	344,641	329,856

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (B)	平均給与月額 (B)	
池田町	52.3歳	4人	244,400円	258,100円	249,200円	—	—	—	—
うち給食調理員	51.4歳	2人	個人情報保護の観点から未公表			調理員	45.9歳	223,400円	—
うちその他	53.1歳	2人	個人情報保護の観点から未公表			—	—	—	—
		人	円	円	円	—	—	—	—
福井県	50.4歳	54人	331,778円	—円	350,748円	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
類似団体	52.8歳	2人	273,120円	293,853円	285,871円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
池田町	—	—	—
うち給食調理員	個人情報保護のため未公表	3,010,900円	—
うちその他	個人情報保護のため未公表	—円	—
	円	円	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成24～26年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人または2人の場合は未公表としている。

③教育職（幼稚園）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国比較ベース)
池田町	25.9歳	個人情報保護のため未公表	
類似団体	36.0歳	249,871円	262,371円

※県とは給料表が異なるため、県平均を削除した

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人または2人の場合は未公表としている。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分		池田町	福井県	国
一般行政職	大学卒	161,600円	178,800円	172,200円
	高校卒	140,100円	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	123,500円	141,900円	—
	中学卒	122,500円	133,100円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	235,900円	328,100円	—円	377,000円
	高校卒	—円	261,000円	未公表円	351,600円
技能労務職	高校卒	—円	未公表円	未公表円	—円
	中学卒	—円	—円	未公表円	—円

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人または2人の場合は未公表としている。

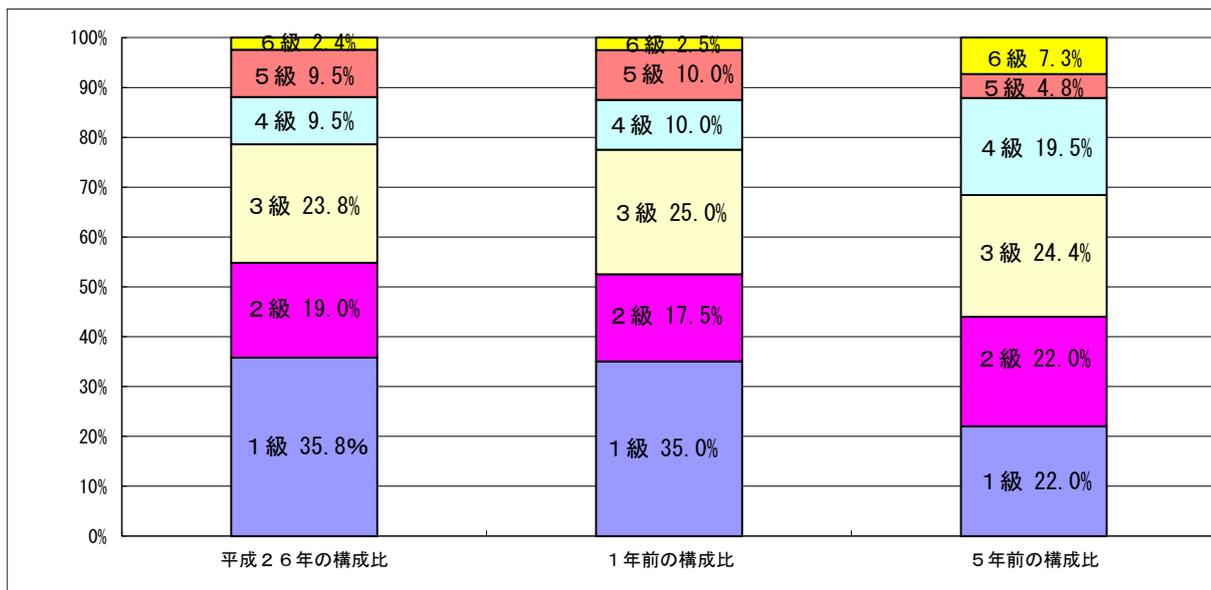
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長	1人	2.4%	320,600円	424,600円
5級	課長、事務局長	4人	9.5%	289,200円	402,500円
4級	参事、課長補佐	4人	9.5%	261,900円	390,100円
3級	課長補佐、係長、主査	10人	23.8%	222,900円	356,400円
2級	主事、技師	8人	19.0%	185,800円	309,200円
1級	主事、主事補、技師補	15人	35.8%	135,600円	243,700円

(注) 1 池田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成21年に、職員の能力と資質の向上、さらに組織のチーム力を高めていくことを目的とした町独自の評価制度を実施。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

池田町	福井県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,107千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,579千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 ()月分 ()月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~20%・管理職加算15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~20%・管理職加算10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成21年に、職員の能力と資質の向上、さらに組織のチーム力を高めていくことを目的とした町独自の評価制度を実施。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

池田町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 21.62月分 27.025月分	勤続20年 21.62月分 27.025月分
勤続25年 30.82月分 36.57月分	勤続25年 30.82月分 36.57月分
勤続35年 43.7月分 52.44月分	勤続35年 43.7月分 52.44月分
最高限度額 52.44月分 52.44月分	最高限度額 52.44月分 52.44月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例加算 (退職時特別昇給 なし) (2%~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~4.5%加算)
1人当たり平均支給額 個人情報保護のため未公表	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		個人情報保護のため未公表 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		個人情報保護のため未公表 円	
支給対象職員	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師	9%	1人	15%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)		個人情報細野ため未公表 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		個人情報細野ため未公表 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		1.5 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)
感染症防疫作業手当	看護師・保健師	感染症者の救護・防疫作業	0 千円
診療所勤務医師手当	医師	診療業務	非公表 千円
除雪作業手当	一般行政職	除雪作業全般・パトロール	0 千円
			左記職員に対する支給単価
			日額1,000円を超えない範囲
			月額250,000円を超えない範囲内
			年額10,000円を超えない範囲内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	12,710 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	196 千円
支給実績（平成24年度決算）	12,107 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	181 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者 13,000 円 配偶者以外 6,500 円 子(16歳年度初め～22歳年度末) 加算 5,000 円	同じ	—	4,933 千円	214,478 円
住居手当	借家または自宅に居住する職員に支給 (支給額) ※借家居住職員 家賃23千円以下は12千円を控除し 家賃23千円を超える時は23千円 控除後の額の1/2+11千円 ※自宅居住職員 2,500 円 新築・購入から5年間	同じ	—	0 千円	0 円
通勤手当	通勤距離が片道3km以上である職員に支給 (支給額) ※自動車等の利用者 通勤距離に応じた金額 (2,300円～24,500円を支給) ※交通機関の利用者 運賃相当額	異なる	3 km以上	3,933 千円	83,687 円
管理職手当	管理・監督職員に支給 (支給額) 課長45,000円/月・参事30,000円/月	同じ	—	3,772 千円	471,487 円
宿日直手当	宿日直勤務を行なった職員に支給 (支給額) 勤務1回につき4,200円	同じ	—	2,239 千円	72,213 円
寒冷地手当	11月～3月までの各月に在職する職員に支給 (支給額) 世帯主で扶養親族有17,800円/月 世帯主で扶養親族有10,200円/月 その他職員7,360円/月	同じ	—	3,510 千円	54,844 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	町長	735,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 750,000 円 / 515,000 円
	副町長	635,000 円	635,000 円 / 497,000 円
報酬	議長	300,000 円	300,000 円 / 160,000 円
	副議長	225,000 円	245,000 円 / 140,000 円
	議員	205,000 円	223,000 円 / 127,400 円
期末手当	町長	(平成25年度支給割合) 2.95 月分	
	副町長 議長 副議長 議員	(平成25年度支給割合) 3.10 月分	
退職手当	町長	(算定方式) 735,000 × 在職月数 × 0.45	(1期の手当額) 1,588 万円 (支給時期) 任期毎
	副町長	635,000 × 在職月数 × 0.27	823 万円 任期毎
備考			

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

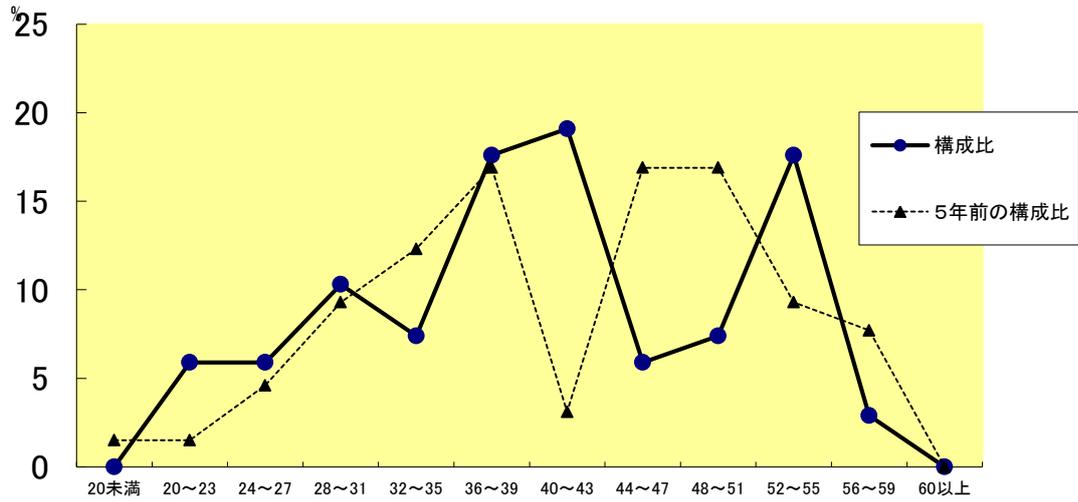
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
一般行政部門	議会	1	1	0	
	総務	14	15	1	企画開発業務の拡大と新規事業の実施
	税務	3	3	0	
	農水	9	10	1	新規事業の実施
	商工	1	1	0	
	土木	4	4	0	
	民生	9	10	1	保育業務の充実、退職者の補充
	衛生	3	3	0	
	小計	44	47	3	人口1万人当たり職員数 152.3 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 149.95 人)
特別行政部門	教育	10	11	1	
	消防	0	0	0	
	小計	10	11	1	
	普通会計合計	54	58	4	人口1万人当たり職員数 187.95 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 175.59 人)
公営企業会計等部門	病院	6	6	0	
	水道	1	1	0	
	下水道	1	0	-1	業務分担の変更に伴う部門間の異動
	その他	4	4	0	
	小計	12	11	-1	
総合計	66 [83]	69 [83]	3 [0]	人口1万人当たり職員数 224 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	4人	7人	5人	12人	13人	4人	5人	12人	2人	0人	68人

(3) 職員数の推移

(単位：人)

部門	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数
一般行政	42	43	46	46	44	47	5
教育	11	10	10	10	10	11	0
普通会計計	53	53	56	56	54	58	5
公営企業等会計計	13	13	12	12	12	11	△2
総合計	66	66	68	68	66	69	3

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数